

新型コロナウイルス感染症の対応について

＜立川市新型コロナウイルス感染症対策本部 開催状況 令和 2 年 5 月 29 日以降＞

回	開催日時	決定事項・検討事項
30	6 月 12 日（金） 午後 4 時～	● 利用を制限している公共施設等について、東京都が「東京アラート」を解除し、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」で規定するステップ 2 からステップ 3 へ移行したことを受け、本市においても、施設の利用について、別紙のとおり立川市版のステップ 2 からステップ 3 の段階に移行することとしました。（別紙 1）
31	6 月 23 日（火） 午後 5 時～	● 感染者発生時の公表方針について、保育施設における方針（別紙 2）を確認するとともに、市立小・中学校での方針を別紙 1 のとおり決定しました。 ● 特別定額給付金給付事業の進捗について、別紙 3 のとおり報告がありました。 ● 子育て世帯等への給付金給付事業の進捗について、別紙 4 のとおり報告がありました。 ● 中小事業者緊急家賃支援金事業の進捗について、別紙 5 のとおり報告がありました。

令和2年6月12日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年6月12日（金）（午後4時～）に、第30回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定いたしました。

記

【決定事項】

- 利用を制限している公共施設等について、東京都が「東京アラート」を解除し、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」で規定するステップ2からステップ3へ移行したことを受け、本市においても、施設の利用について、別紙のとおり立川市版のステップ2からステップ3の段階に移行することとしました。（別紙1）

公共施設等利用再開に向けた検討状況一覧表

別紙1

○:使用可 △:一部使用制限 ×:使用停止

施設名称	緊急事態宣言解除後のステップ(立川市版)			
	ステップ1	ステップ2	ステップ3	備考
女性総合センターアイム	×	△	△	
	全室使用停止	使用人数の制限あり	使用人数の制限あり	
子ども未来センター (立川まんがばーくを含む)	×	△	△	まんがばーくについては、館内でソーシャルディスタンスが取れるよう着席スペースを指定。館内は食事禁止とし、テラス・カフェスペースのみに限定。貸出時に消毒セットを渡す。 ※ ステップ3への移行は、6月19日(金曜日)からとする。
	休館の継続	○会議室等の貸出:定員の50%に制限 ○まんがばーく:入場上限数を制限する(100人)、開館時間を短縮し、土日は休館とする	○会議室等の貸出:定員の50%に制限 ○まんがばーく:入場上限数を制限する(120人)、開館時間を短縮し、土日は整理券を配布して入替制(2部制)対応する	
たましんRISURUホール (立川市市民会館)	×	△	△	ロビーや休憩スペース等の共用ゾーンでの食事を禁止する。ホールの座席は、前列1列目を撤去し、使用座席の間隔を空ける。 貸出時に消毒セットを渡す。 ※ ステップ3への移行は、6月19日(金曜日)からとする。
	休館の継続	ホールの利用人数は、100人を上限とする 会議室等は、定員の50%に制限する	大ホールの利用人数は、座席の前列1列目を撤去後の座席数の50%とする ホールの利用人数は、100人を上限とする 会議室等は、定員の50%に制限する	
たちかわ創造舎	×	△	△	
	休館の継続	各スペースに応じて、利用人数を制限する 一般開放(カフェスペース等)は休止する	各スペースに応じて、利用人数を制限する 国の段階的緩和の目安や都のロードマップに沿って判断する	
スポーツ施設 (泉体育館、柴崎体育館、練成館、屋外体育施設)	△	△	△	使用にあたって、利用団体は3密を回避し、参加者の把握と体調管理、感染防止策を徹底することを条件とする。
	体育室、プールは使用可 トレーニング室、スタジオ、会議室、観覧席は使用不可 開館時間の短縮、プール2時間入替制、人数制限を実施	利用範囲は通常どおり。 開館時間の短縮、プール2時間入替制、人数制限を実施	利用範囲は通常どおり 開館時間の短縮、プール2時間入替制、人数制限を実施 状況を見て、開館時間延長の判断をしていく	
学校施設の貸出 (体育館・校庭(スポーツ利用))	△	△	△	①学校の教育活動を優先し、支障のない範囲、日時に行う。 ②使用にあたって、利用団体は3密を回避し、参加者の把握と体調管理、感染防止策を徹底することを条件とする。使用後は体育館・トイレ等の消毒を行う。
	体育館、校庭ともに使用可 利用時間の短縮、人数制限を実施	体育館、校庭ともに使用可 利用時間の短縮、人数制限を実施	体育館、校庭ともに使用可 利用時間の短縮、人数制限を実施 状況を見て、制限を緩和していく	
学校施設の貸出 (音楽室等の教室)	△	△	△	①学校の教育活動を優先し、支障のない範囲、日時に行う。 ②使用にあたって、利用団体は3密を回避し、参加者の把握と体調管理、感染防止策を徹底することを条件とする。使用後は教室等の消毒を行う。
	教室は使用可 利用時間の短縮、人数制限を実施	教室は使用可 利用時間の短縮、人数制限を実施	教室は使用可 利用時間の短縮、人数制限を実施	
たまがわみらいパーク	×	×	×	たまがわ・みらいパーク企画運営委員会役員会において体育館を6月30日まで延長することを決定。7月の再開に向けガイドラインに沿った対応の準備を進めていく。
	△	△	△	今後の来館者数や社会状況の変化により、制限を見直すこともありうる。
児童館	△	△	△	
	利用できる児童等を学年によって2グループに分け、原則1日おきの利用とする	利用できる児童等を学年によって2グループに分け、原則1日おきの利用とする	利用できる児童等を学年によって2グループに分け、原則1日おきの利用とする	
清掃工場の付帯施設	×	△	△	6月9日(火曜日)から利用再開。利用団体が、三つの密の回避、参加者の把握(利用者の氏名、緊急連絡先等の作成)、体調管理、感染防止策の徹底を行うことを条件に貸し出ししている。
		利用人数を定員の半分以上に制限	利用人数を定員の半分以上に制限	
立川競輪場 (本場開催)	△	○	○	ステップ0においても、観客席部分は使用停止とし、無観客開催とする。
	観客席部分は使用停止とし、無観客開催とする	開催執務委員長の判断により、無観客開催にすることもできる	開催執務委員長の判断により、無観客開催にすることもできる	
立川競輪場 (場外開催)	×	×	○	3密の状況が想定される場合は、開催執務委員長の判断により、開催しないこともできる
歴史民俗資料館	△	△	△	
	6月2日(火)から 利用人数を30人以下に制限	6月2日(火)から 利用人数を30人以下に制限	利用人数を30人以下に制限	
古民家園	△	△	△	
	6月2日(火)から 利用人数を30人以下に制限	6月2日(火)から 利用人数を30人以下に制限	利用人数を30人以下に制限	
学習館	×	△	△	
		利用人数を諸室定員の半分以上に制限	利用人数を諸室定員の半分以上に制限	
学習等共用施設	×	△	△	
		利用人数を諸室定員の半分以上に制限	利用人数を諸室定員の半分以上に制限	
西砂りサイクルショップ	×	○	○	都のガイドライン等に沿った対策を講じた上で6月9日(火)から営業再開。
		6月9日(火)から		
図書館	△	△	△	
	6月2日(火)から 入館人数制限 200人 入館時間制限 30分	6月2日(火)から 入館人数制限 200人 入館時間制限 30分	6月9日(火)から 入館人数制限 250人以内 地区館 館の規模に応じて制限【時間】 60分以内	
ハケ岳山荘	×	△	△	6月19日(金)から再開予定。人数制限は7月19日(日)までで、7月20日(月)からは制限しない予定。
		利用人数を60人以下(施設全体定員の半分以上)に制限	利用人数を60人以下(施設全体定員の半分以上)に制限	
福祉会館	×	△	△	主に"高齢者・障がい者等の集会・入浴施設"というありかたから、慎重に対応していく。消毒の徹底、飲食禁止、午前午後入れ替え制、貸部屋の利用人数制限などを行うが、高齢者への周知には丁寧な説明が必要などから段階的に開放していく。
		利用制限つきの開館	利用制限つきの開館	

令和2年6月12日時点

令和2年6月24日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年6月23日（火）（午後5時～）に、第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定等いたしました。

記

【決定事項等】

- 感染者発生時の公表方針について、保育施設における方針（別紙2）を確認するとともに、市立小・中学校での方針を別紙1のとおり決定しました。
- 特別定額給付金給付事業の進捗について、別紙3のとおり報告がありました。
- 子育て世帯等への給付金給付事業の進捗について、別紙4のとおり報告がありました。
- 中小事業者緊急家賃支援金事業の進捗について、別紙5のとおり報告がありました。

市立小・中学校での新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針（教育部）

市立小・中学校で児童・生徒及び教職員の感染者が発生した場合は、「立川市立施設等における感染者発生時の公表にあたっての留意点」及び本方針に基づき公表する。

なお、本方針については、今後の感染者発生の変向などを踏まえ、適宜見直しを行う。

1 公表の目的

市立小・中学校での感染者情報の公表は、市民・関係者が正確な情報を共有したうえで、一人ひとりの冷静な判断と適切な行動を促すとともに、市と市民が一丸となって感染拡大防止の取組を促進することを目的として実施する。

2 人権尊重及び個人情報の保護

発生状況等の公表にあたっては、教育的視点並びに感染者や当該家族等の人権尊重及び個人情報やプライバシー情報の保護に最大限配慮する。

また、情報を得た市民等に対しても、感染者や当該家族、当該校等に対して差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、良識ある行動をとるよう周知する。

3 公表内容等

感染者及び濃厚接触者の範囲、感染ルート、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、個人の特定に至らない範囲の情報を公表する。

また、市民の不安解消のため、公衆衛生上の対策内容を必ず公表する。

公表内容の詳細については、案件ごとに個別に判断するが、次の各号に掲げる情報は公表しない。

- (1) 感染者の在籍（勤務）する学校名
- (2) 年代・性別（感染者が児童・生徒の場合）

<以下の公表内容は例示>

罹患者	児童・生徒
公表内容	・ 市立小（中）学校の児童（生徒）〇名 ・ 感染確定日 ・ 公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など） ※ 教育的視点からも、感染した児童・生徒や当該家族、当該学校等への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。

罹患者	教職員
公表内容	・ 市立小（中）学校の教職員〇名 ・ 年代・性別 ・ 感染確定日 ・ 公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など） ※ 教育的視点からも、感染した教職員や当該家族、当該学校等への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。

保育施設における感染者発生時の方針

●目的

感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめるため、施設運営について迅速かつ適切に判断するとともに、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に市民へ提供することをもって、市民の安全安心な生活を維持することを目的とする。

なお、情報の公表にあたっては、感染者等に対して不当な差別や偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する。

●基本的な考え方

患者発生 の情報を得た際は、保健所に確認の上、市と施設は情報を共有し、感染拡大防止を最優先として原則休園、休所とし、施設が在園、在所の保護者に速やかに情報を伝達する。

感染者のプライバシーの保護に十分留意し、市が公表する内容については個別に検討し判断する。

休園、休所は利用の制限が大きいため、原則関係者と調整のもと必要な情報を公表することとする。

●開所・休所の判断基準 職員・園児の感染判明は即日休園・休所

保健所の見解を踏まえ、市が個別に判断する。

臨時休所する場合は、原則として、当該感染者が発症後に勤務又は登園していた最後の日を起点にし、翌日から最低 14 日間を休所期間とする。

●公表に関する判断基準

保健所の見解を踏まえ、市が感染拡大防止及び施設運営上の安全のため必要と考える場合は、都に告知の上、公表を行う。

当該施設に通う子どもの保護者には、施設の責任においてすみやかに情報提供を行う。以下のうち必要な情報とする。

なお、職員・園児の感染が確定しておらず、濃厚接触者となった場合には、原則公表を必要としない。

●公表項目

【職員・園児等感染】 ※公表内容は、原則として事前に関係者の同意を得る

①保育所名（例 市内公立保育園・市内認可保育園・市内学童保育所）

②属性(職員・子ども・保護者)

③感染確定日

④感染判明までの勤務履歴または登園歴

⑤保育所での濃厚接触者数（保健所調査終了後）

【休所について】

①休所期間の予定

②施設消毒の時期

【その他】

休所中の保育の有無やその後の経過など（2報以降）

特別定額給付金について

特別定額給付金給付事業の進捗につきまして、下記のとおり報告いたします。

記

1. 給付状況について（6月24日振込日時点）

- ・ 対象世帯数 93,146 世帯
- ・ 申請世帯数 約 88,300 世帯
- ・ 給付世帯数 53,594 世帯
- ・ 給付率 57.54%

※ 対象世帯数等は今後変更する場合もあり、住民基本台帳上の世帯数とは一致しません。

※ 申請世帯数は重複や再申請等を含む件数で、実有効件数とは異なります。

2. 次回振込予定について

- ・ 振込予定日 7月1日（水）
- ・ 給付予定世帯数 18,951 世帯
- ・ 予定給付率 77.88%

※ 今後の振込日は、7/3（金）、7/8（水）を予定しています。

子育て世帯等への給付金給付事業の進捗状況について

1. 子育て世帯への臨時特別給付金＜国支援策＞		
対象	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者	約 15,000 人
	※特例給付対象者は除く	対象児童数 約 22,000 人
給付内容	対象児童1人につき1万円	
進捗状況	・公務員以外への支給	6/10 支給件数 11,080 件
	・公務員分	6/19 現在 受付件数 484 件（7/10 支給予定 280 件）

2. ひとり親世帯等への臨時給付金＜市支援策＞		
対象	令和2年5月分の児童育成手当（育成手当・障害手当）の受給者	約 2,000 人
		対象児童数 約 2,800 人
給付内容	対象児童1人につき3万円	
進捗状況	・7/1 対象者へ案内チラシ送付	発送件数 約 2,000 件
	・8/3 に口座振込予定	

中小事業者緊急家賃支援金について

○令和2年6月1日(月)より22日(月)までの状況

- ・申請件数 702 件(うち取り下げ4件)
※取り下げ4件は、申請後に電話でヒアリング等を行った際に交付対象外であることが判明し、その旨説明したところ申請書類の返還を求められたもの
- ・交付決定件数 620 件
- ・交付対象事業所数 739 件
- ・不交付決定件数 22 件
※不交付の内容は、主に賃貸人と賃借人が同一の場合や自己所有物件での申請等
- ・累計交付決定金額 163,479 千円
※申請1件あたりの平均は 263,675 円、1事業所あたりの平均は 221,216 円

今後の学校行事等について

1 工夫して実施する行事・教育活動等

- ・運動会・体育大会・・・中学校はスポーツ大会等、工夫して実施することも可
- ・修学旅行・・・旅行会社、宿泊先の感染防止対策を検討した上で、実施。
- ・小学校科学教育センター・・・8月29日より実施。6月15日より、センター員募集中。
- ・小学校教育研究会、中学校教育研究会については、全体で集まる会は中止、各研究部会については、2学期以降は実施。

2 中止する行事・教育活動等

- ・水泳指導（小・中学校）・・・安全に関する内容は、発達段階に応じて指導する。
- ・職場体験活動（中学校第2学年）・・・キャリア教育を通して教員が指導する。
- ・セーフティ教室・・・学級活動等を通して教員が指導する。
- ・薬物乱用防止教室・・・保健授業の中で教員が指導する。
- ・いじめ防止授業・・・外部講師は招聘せず道徳科等を通して教員が指導する。
- ・道徳授業地区公開講座・・・公開はせず、授業アンケートなどの工夫をする。
- ・国立音楽大学による音楽鑑賞教室（中学校第2学年）
- ・学芸会・学習発表会・音楽会・展覧会（小学校）
- ・ハヶ岳自然教室・・・宿泊時の三密の重なりが防げないため
- ・特別支援学級宿泊学習・・・発熱等緊急時の安全確保、宿泊時の三密の重なりが防げないため

3 今後、実施の可否を判断する行事・教育活動等

- ・合唱コンクール（中学校）
- ・小中連携教育活動による授業体験や部活動体験、音楽会の取り組み（小・中学校）
- ・日光移動教室・・・11月に延期 8月下旬の実地踏査をもとに実施判断
- ・大町交流は3月春季休業中に1泊2日で実施に向けて調整する。
- ・研究発表は、発表方法を検討する。紙上発表も可とする。予算の繰り越しができないため、来年度の実施校については改めて検討する。
- ・周年行事について、今後の各学校の実行員会の検討を踏まえて判断していく。